

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	固定資産税に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市は、固定資産税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

京都府福知山市長

公表日

令和8年7月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	1月1日を賦課期日とし、登記情報や現地調査、納税義務者からの申告による情報に基づき、土地・家屋・償却資産の評価入力を行い、地方税法その他の地方税に関する法律及びこちらの法律に基づく条例に基づき賦課決定を行い、納税義務者に通知する。また、住民からの申請に基づき固定資産税情報から評価証明等の固定資産に関する証明書の発行を行う。 (1)賦課に係る業務 ・課税資料の入手 ・申告情報の入力 ・税額の通知 (2)減免に関する事務 (3)固定資産に関する証明書の発行(評価証明等)
③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム(固定資産税システム) (2)固定資産税地図システム (3)家屋評価システム (4)中間サーバー (5)統合宛名システム (6)番号連携サーバー (7)京都府・市町村税務共同型申告支援システム (8)住民基本台帳ネットワークシステム (9)eLTAXシステム (10)標準準拠システム (11)中間サーバーコネクタ
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条別表の二十四 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第十六条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第二十条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部税務課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7025
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・自庁システム側において、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。 ・アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底する。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月7日	公表日	平成27年2月27日 を変更します	平成28年4月7日 に変更します	事前	
平成28年4月7日	評価実施機関における担当部署	税務課長 松本 義男	税務課長 垣谷 敏数	事前	
平成29年6月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム(固定資産税システム) (2)固定資産税地図システム (3)家屋評価システム (4)中間サーバー (5)統合宛名システム (6)番号連携サーバー	(1)市町村基幹業務支援システム(固定資産税システム) (2)固定資産税地図システム (3)家屋評価システム (4)中間サーバー (5)統合宛名システム (6)番号連携サーバー (7)課税原票管理システム (8)住民基本台帳ネットワークシステム (9)eLTAXシステム	事後	
平成29年6月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下番号法)第9条別表第1の第16 (2)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条別表第一の十六 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第十六条	事後	
平成29年6月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(1)番号法第19第7号 ・地方自治体が情報照会(別表第二の27) ・地方自治体が情報提供(別表第二の1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・23・26・27・28・29・31・34・35・37・39・40・42・48・54・57・58・59・61・62・63・64・65・66・67・70・71・74・80・84・87・91・92・94・97・101・102・103・106・107・108・113・114・115・116・117・120の項) (2)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号 ○地方自治体が情報照会 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十七 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十条 ○地方自治体が情報提供 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)	事後	
平成29年6月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	市長公室秘書課	市長公室秘書広報課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	市長公室秘書広報課	市民総務部市民課	事後	
平成31年3月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム(固定資産税システム) (2)固定資産税地図システム (3)家屋評価システム (7)課税原票管理システム	(1)市町村基幹業務支援システム(固定資産税システム)(現行システム:平成31年9月30日まで稼働、次期システム:平成31年10月1日から稼働) (2)固定資産税地図システム(現行システム:平成31年9月30日まで稼働、次期システム:平成31年10月1日から稼働) (3)家屋評価システム(現行システム:平成31年9月30日まで稼働、次期システム:平成31年10月1日から稼働) (7)課税原票管理システム(現行システム:平成31年9月30日まで稼働、次期システム:平成31年10月1日から稼働)	事前	
平成31年3月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 垣谷 敏数	税務課長	事後	
平成31年3月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成31年3月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成31年3月28日	IV リスク対策		追記	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム(固定資産税システム)(現行システム:平成31年9月30日まで稼動、次期システム:平成31年10月1日から稼動) (2)固定資産税地図システム(現行システム:平成31年9月30日まで稼動、次期システム:平成31年10月1日から稼動) (3)家屋評価システム(現行システム:平成31年9月30日まで稼動、次期システム:平成31年10月1日から稼動) (7)課税原票管理システム(現行システム:平成31年9月30日まで稼動、次期システム:平成31年10月1日から稼動)	(1)市町村基幹業務支援システム(固定資産税システム) (2)固定資産税地図システム (3)家屋評価システム (7)京都府・市町村税務共同型申告支援システム	事後	評価の再実施のため修正
令和2年2月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	評価の再実施のため時点修正(計数に変更なし)
令和2年2月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	評価の再実施のため時点修正(計数に変更なし)
令和3年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和3年3月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号	事後	番号法改正(令和3年9月1日施行)に伴う変更
令和5年2月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和5年2月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和5年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和6年11月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第九条別表第一 の十六 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令第十六 条	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第九条別表の 二十四 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省 令で定める事務を定める命令第十六条	事後	
令和6年11月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第十九条第七 号 ○地方自治体が情報照会 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の二 十七 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 第二十条 ○地方自治体が情報提供 なし(情報提供ネットワークシステムによる 情報提供は行わない。)	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律施行規則第二 十条	事後	
令和6年11月20日	I 関連情報 9 規則第9条第2項の適用		追記	事後	
令和6年11月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和6年11月20日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和6年11月20日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業		追記	事後	
令和6年11月20日	Ⅳ リスク対策 9. 最も優先度が高いと考えら れる対策		追記	事後	
令和8年1月9日	I 関連情報 5 評価実施機関における担 当部署 ①部署	財務部税務課	総務部税務課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月9日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	市民総務部市民課	総務部総務課	事後	
令和8年1月9日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	財務部税務課	総務部税務課	事後	
令和8年1月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和8年1月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和8年7月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	
令和8年7月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	
令和8年7月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム(固定資産税システム) (2)固定資産税地図システム (3)家屋評価システム (4)中間サーバー (5)統合宛名システム (6)番号連携サーバー (7)京都府・市町村税務共同型申告支援システム (8)住民基本台帳ネットワークシステム (9)eLTAXシステム	(1)市町村基幹業務支援システム(固定資産税システム) (2)固定資産税地図システム (3)家屋評価システム (4)中間サーバー (5)統合宛名システム (6)番号連携サーバー (7)京都府・市町村税務共同型申告支援システム (8)住民基本台帳ネットワークシステム (9)eLTAXシステム (10)標準準拠システム (11)中間サーバーコネクタ	事前	